

二官衙夜話

①

令和元年十月九日(水) 第八回 漢神

人の巻 (報徳の仕法)

第九篇 清國の霸道

三三三 P.301 飢民救助の実施方法

・鳥山善化の施行による極度の飢餓の撲滅

三三四 P.304 鳥山の政事伝記

三三五 P.305 救急と勧業の良法

○この二方法は多款の良法で、勧業が太陽。

三三六 P.306 凶歳に備えの食料

三三七 P.307 飢渴と風暴

・因窮のうち揚竿急をあます。飢渴凶歳。

・高齢者、足疾徒歩民に氣合

牛。論語 衛靈公第十三

・馬車や馬子因病少人馬車

斯く済矣。

三三八 P.307 天保飢渴の予知と対策

・天保四年七年凶歳。

二官衙の指揮の行方不明、荒野、落葉、
都奉行や代官役は、上へ詔書

・折り返しの出来事。

二三九 p.309 飢乏の時の大教推論

。天保七年十二月。海防陣屋を下りて四千石の
扶桑解体の事に接する。地の因循
を極めて居た。

二四〇 p.310 豊後部の松島と山田原せ謡

。我事より公議を失ひ方々
。并當を官にする。洋儀を失ひます。
。れどもより多く食を用ひて
。高鍋の云謡に多く詠美する

二四一 p.311 御厨御の取扱法

。二宮信の詔書。郡中の高野、周賀、平和
。御厨御は無利子金を十力年賦貸し及
。飯取有志が、多額の食を高鍋へ持つて
。故急に清元と食料の準備。

。二宮信は少嘗候代に因窮して絶食を語る
。心力子母身と御子と飢乏を極つて

。土地土地云浦野立く努力才山は、高野
。食利を得ず少嘗す者云々。
第十篇 一阿触合の報徳修練

二四二 p.315 一家と船にたゞ之

。高麗、尾船、高台船、一之ノリ船詔
。事合舟を高木一心協力する事ある

二四三 p.316 立正道に通じ家を守る

。若輩の高木家道を研究せねばならぬ。

孔子が言われた。
「感かでありますながら、
自ら聰明ぶつて用い
ることを好み、地位
の低い者が、自ら専
ら事を為すことを好
み、今の世に生まれ
ては、今の法制や風
俗に従わないで、昔
の法制や風俗に強
いて反らうとすれば、
わざわざ自分の身
に受けるものであ
る。

第二十八章

子曰わく、愚にして自ら用うること
を好み、賤にして自ら専らにすること
を反する。此の如き者は、裁い其の身に及
ぶ者なり。

四五 P.311 文子の道は天性

○孝經
○孝子の孝行
○二十四孝圖
一 中庸

紀孝行章第第十

子曰わく、孝子の親に事うるや、居には則ち其の敬を致
し、養いには則ち其の樂を致し、病には則ちその憂を致
し、喪には則ち其の哀を致し、祭には則ち其の嚴を致す。
五者備わる。然る後能く親に事う。親に事うる者は、上に
居りて騎らず、下と為りて乱れず、醜に在りて争わず。上
に居りて騎れば、則ち亡ぶ。下と為りて乱るれば、則ち刑
せらる。醜に在りて争えば、則ち兵せらる。三者除かれず
んば、日に三牲の養いを用うと雖も、猶不孝たるなり。

二四七 p.319 親の心せに居す

かうの身と元のあらへに貸し渡す。

民あやむと跡うる身を

えのちる」^一天うこ

立翁翁里平生の宣情

二四八 p.321 美食子の心得

④養子の妻に妻中止るよくなまる
義母子でる者の精徳の初めす

二四九

p.322

娘

姑の仲をどうもつ

二五〇

因縁

一堪忍するは必ず下報せらる

女嫁

女かとつくべめん家をせることをう

まあとづく